

行田市競争入札参加者心得

(趣旨)

第1条 この心得は、市が発注する次に掲げる契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が遵守すべき事項について定めるものとする。

- (1) 行田市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成9年規則第1号）第1条各号に規定する契約
- (2) 行田市物品売買等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成20年規則第36号）に規定する契約

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、行田市契約規則（昭和55年規則第22号。以下「規則」という。）、その他関係法令及び行田市公共工事等電子入札運用基準（平成18年10月1日施行）並びにこの心得を遵守しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札公告、指名通知及び入札説明書（以下「入札公告等」という。）の記載事項、設計図書等（図面、仕様書、現場説明書及びこれらに対する質問回答書をいう。以下同じ。）、この心得、入札公告等で示した契約約款又は契約条項（以下「契約約款等」という。）並びに現場を熟知のうえ、入札しなければならない。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）及び電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）その他関係法令に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たり、他の入札参加者と入札価格についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、一般競争入札の参加資格確認申請及び指名の状況並びに入札参加意思その他適正な入札の執行に支障を及ぼすおそれのある情報について、入札

前に情報交換してはならない。

4 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対し、入札価格又は入札金額見積内訳書の内容を開示してはならない。

5 入札参加者は、入札に際し、入札執行者の指示に従い、及び円滑な入札の執行に協力するものとし、円滑な入札の執行及び他の入札参加者の入札手続きを妨害してはならない。

(一般競争入札への参加制限)

第3条の2 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がない者であること。ただし、基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表構成員以外の構成員である場合についてはこの限りでない。なお、この関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、前条第3項の規定に抵触するものではない。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。

ア 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

(ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

- b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- (イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - (ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - (エ) 組合の理事
 - (オ) その他業務を執行する者であつて、(ア)から(エ)までに掲げる者に準ずる者
- イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
- ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- エ 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合
- オ 行田市建設工事等競争入札参加資格者名簿及び行田市物品売買等競争入札参加資格者名簿において、一方の会社等の契約締結権者が他方の会社等の契約締結権者を現に兼ねている場合
- (3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
（入札参加資格確認及び指名の取消し）

第4条 一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者及び指名競争入札の指名を受けた者が次のいずれかに該当したときは、当該確認又は指名を取り消すものとする。

- (1) 行田市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則第14条各項のいずれかの規定に該当したとき。
- (2) 行田市物品売買等及び建築物管理業務競争入札参加者の資格等に関する規則第12条各項のいずれかの規定に該当したとき。
- (3) 入札が執行されるまでの間に、行田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成5年告示第54号。以下「入札参加停止等の措置要綱」という。）の規

定により入札参加停止措置を受けたとき又は行田市契約に係る暴力団排除措置要綱（平成22年告示第243号。以下「暴力団排除措置要綱」という。）の規定により入札参加除外の措置を受けたとき。

（設計図書等への質問）

第5条 入札参加者は、設計図書等又は入札公告等で示した契約約款等に疑義が生じたときは、当該入札公告等に定めるところにより質問することができる。

（入札）

第6条 入札は、電子入札システム（行田市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則第2条第9号及び行田市物品売買等及び建築物管理業務競争入札参加者の資格等に関する規則第2条第7号に規定するものをいう。以下同じ。）による入札（以下「電子入札」という。）又は書面により入札書を提出する入札（以下「紙入札」という。）により、入札公告等で指示した日時及び方法に従い行うものとする。この場合において、電子入札にあっては、指示した日時までに入札書が不着のときは、辞退したものとし、紙入札にあっては、指示した時間に遅れた者の入札への参加は認めない。

2 入札参加者は、紙入札によるときは、入札書（標準様式第1号～第6号）に必要な事項を記載して記名押印の上封書にし、入札保証金を要するものについては、その領収書を添付して、提出しなければならない。

3 入札は、入札参加者が見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した金額により行うものとする。ただし、入札公告等で単価によるべきことが指示された場合は、当該指示によるものとする。

4 紙入札において、入札参加者が代理人をして入札させようとするときは、入札・見積委任状（標準様式第7号）を提出させなければならない。

5 入札参加者は、入札公告等により入札金額見積内訳書、総合評価方式（建設工事の請負契約において、価格及びその他の条件が市にとって最も有利となる申込みをした者を落札者とする方式をいう。以下同じ。）に係る技術資料等の提出が求められているときは、当該入札公告等又は入札執行者の指示に従い、提出しなければならない。

（入札の辞退）

第7条 入札参加者は、入札書提出前に限り、次に掲げるところにより入札の参加を辞退することができる。ただし、電子入札の場合でやむを得ない理由があるときは、開札前まで辞退することができる。

(1) 電子入札にあつては、行田市公共工事等電子入札運用基準に定めるところにより行う。

(2) 紙入札にあつては、次に掲げるところにより行う。

ア 入札執行前にあつては、入札辞退届（標準様式第8号）を郵送又は直接持参して行う。

イ 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を入札執行者に直接提出して行う。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等に不利益な扱いを受けるものではない。

（入札書の書換等の禁止）

第8条 入札参加者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の中止等）

第9条 入札公告等で指示した場合を除き、入札参加者が1者のときは、入札は執行しない。

2 入札参加者が、第2条又は第3条の規定に抵触するおそれ等入札を公正に執行することができないと認められるときは、必要な調査を行ったうえで当該入札参加者を参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。

3 入札参加者は、前項の調査に協力しなければならない。

4 天災、地変その他やむを得ない理由により入札の執行が困難なときは、入札を延期し、停止し、又は中止することができる。

（開札）

第10条 開札は、電子入札にあつては電子入札システムにより行い、紙入札にあつては入札終了後、直ちに入札者を立ち合わせて行う。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市の職員を立ち合わせて行うものとする。

(入札の無効)

第11条 規則第21条各号又は行田市建設工事請負一般競争入札（事後審査型）実施要綱（平成20年7月1日施行。次条において「実施要綱」という。）第14条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(落札者の決定)

第12条 落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（売払いにあつては最高の価格）を入札した者とする。ただし、入札公告等で事後審査型（入札の参加資格の審査を入札執行後に行う入札をいう。以下同じ。）による入札を示した場合における落札者の決定については、実施要綱によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、総合評価方式を適用した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、評価値又は総合評価点（以下「評価値等」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、一般競争入札の事後審査型による入札の場合は、評価値等の高い順に実施する参加資格審査による参加資格を満たす者を落札者とする。

(調査基準価格等を設定した場合の落札者の決定)

第13条 入札の執行にあたり調査基準価格（行田市低入札価格調査取扱要綱（平成22年1月1日施行。以下本条において「要綱」という。）第3条に規定するものをいう。）を定めた場合で、当該調査基準価格を下回った入札があつたときの落札者の決定は、要綱に基づく調査等のうえ決定するものとする。この場合において、当該入札者は、調査に協力しなければならない。

2 前項の場合において、特に失格基準価格（要綱第4条に規定するものをいう。以下同じ。）を定めた場合で、当該失格基準価格を下回った入札があつたときは、当該入札者を落札者とししないものとする。

(最低制限価格を設定した場合の落札者の決定)

第14条 入札の執行にあたり令第167条の10第2項（令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を定めた場合の落札者については、最低制限価格を下回る価格で入札した者があつたときは、当該入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(落札者の決定通知)

第15条 落札者が決定されたときは、電子入札にあっては、電子入札システムにより通知し、紙入札にあってはその場で当該入札者に発表し、速やかに通知するものとする。

(くじによる落札者の決定)

第16条 落札とすべき同額（総合評価方式にあっては評価値等が同点の場合）の入札者が2者以上いるときは、電子入札にあっては、電子入札システムの電子くじにより、紙入札にあっては直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者は、くじを辞退することができないものとし、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない市の職員にくじを引かせるものとする。

(再度入札)

第17条 初度入札において落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。ただし、電子入札にあっては、再度入札は、行わない。

2 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者とする。

3 初度入札において次の各号のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

(1) 無効の入札を行った者

(2) 失格基準価格を設けた場合で、失格基準価格未満の入札を行った者

(3) 最低制限価格を設けた場合で、最低制限価格未満の入札を行った者

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、再度入札を行わない。

(1) 調査基準価格を設けた場合で、初度入札時に調査基準価格未満の入札があったとき。

(2) 再度入札に参加できる者がいないとき。

5 再度入札は1回限りとする。

(不調時の取扱い)

第18条 再度入札によってもなお落札者がいないときは、令第167条の2第1項第8号の規定により、再度入札に参加した者で契約の相手方となることを希望す

る者の中から選定し、随意契約の方法により契約を締結することができる。

- 2 再度入札において無効の入札を行った者は、前項の規定による随意契約の相手方となることができない。

(契約書の提出)

第19条 落札者は、第15条の通知を受けた日から7日以内に、契約書(案)に記名押印のうえ、契約約款等、設計図書等及びその他契約に必要な書類を添付して、提出しなければならない。

- 2 落札者が、前項の期間内に契約の締結に応じないときは、落札者の決定は効力を失うものとする。

- 3 市長は、落札決定後、契約締結前までに落札者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を締結しないことができる。

- (1) 落札者が競争入札に参加する資格及び入札公告等で示した資格を有しなくなったとき。
- (2) 落札者が入札参加停止等の措置要綱の規定により入札参加停止措置を受けたとき。
- (3) 暴力団排除措置要綱の規定により入札参加除外の措置を受けたとき。

(契約の確定)

第20条 契約は、市長と落札者が契約書(案)に記名押印したときに確定するものとする。

(市議会の議決を要する契約)

第21条 行田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第11号)の規定により、市議会の議決に付さなければならない契約については、市議会の議決を経たときに本契約が成立する旨を明記した仮契約書を取りかわすものとする。

(異議の申立て)

第22条 入札参加者は、入札後、入札公告等、この心得、契約書(案)、設計図書等及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(その他)

第23条 建設工事の請負契約に係る入札参加者は、当該入札に係る契約を締結し

ようとする日から起算して1年7か月前の日の直後の審査基準日に係る経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受けていなければならない。

附 則

- 1 この心得は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 行田市建設工事請負等指名競争入札参加者心得(平成12年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この心得は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和2年4月1日から施行する。